

所得税・消費税・贈与税の確定申告は、正しく、お早めに！

平成17年分の所得税の確定申告の税務署窓口での相談及び受付は、2月16日(木)から、贈与税は2月1日(水)から始まります。申告期限はいずれも3月15日(水)ですが、期限間近になりますと税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくようになりますことになりかねません。なお、個人事業者の消費税（地方消費税を含む）の確定申告は、3月31日(金)までです。また、税務署の閉庁日（土・日・祝日）は、大洲税務署での相談及び受付は行つておりませんが、申告書は、郵送又は税務署の時間外受付箱に投函することにより、提出できます。

申告書の提出は郵送でお早めに！

★消費税が変わりました

- 平成15年分の売上（課税売上高）が、1千万円を超えた方は、平成18年3月31日までに平成17年分の消費税の申告と納税が必要となります。
- また、次のような点に注意してください。
- 納税義務者となる方は、速やかに「消費税課税事業者届出書」を所轄の税務署へ提出してください。
- 消費税は預かり金的性質を有する税金です。期限内納付をお願いします。



★社会保険料控除の改正について

国民年金保険料等に係る社会保険料控除の適用を受ける場合には、国民年金保険料等の支払をした旨を証する書類を、確定申告書を提出する際に添付又は提示することが必要になりました。

★老年者控除等の改正について

老年者控除（50万円）について、平成17年分から廃止されました。また、年齢65歳以上の方の公的年金等控除額につきましても平成17年分より改正が行われています。

申告所得税や個人事業者の消費税は、金融機関や税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になれます。振替納税は、納付のためにお金を持ち歩くことなく、安全で便利です。

振替納税を利用する方は、税務署に用意してある「納付書送付依頼書・預貯金口座振替依頼書」（注）に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

（注）国税庁ホームページからダウンロードすることができます。

★インターネットで申告書を作成

国税庁ホームページで、所得税の確定申告書等を簡単に作成することができます。画面の案内に従って、収入金額や所得控除金額等の必要事項を入力すれば、簡単に申告書が作成されます。作成した申告書はA4サイズの普通紙に出力し、

★はじめてみませんか？振替納税！

大洲税務署 ☎24-3115
税の相談電話 ☎24-3635
(税務相談室につながります)
国税庁ホームページアドレス
<http://www.nta.go.jp>

★年金受給者の皆様へ

所得税の確定申告説明会開催のお知らせ

○対象者

・受給している年金の申告が必要な方

○日時・場所

・2月3日(金)午前9時30分～午前11時30分、午後1時～午後3時

○日時・場所

・大洲市長浜体育館

・2月7日(火)午前9時30分～午前11時30分、午後1時～午後3時

○日時・場所

・大洲市肱川公民館

○日時・場所

・2月8日(水)～2月10日(金)午前9時30分～午前11時30分、午後1時～午後4時

○問い合わせ先

・大洲市総合福祉センター

○問い合わせ先

・大洲税務署 個人課税部門

※掲載されている事項についての詳しい内容は、税務署又は税務相談室にお気軽にお問い合わせください。

添付書類とともにできるだけ郵送により税務署へ提出してください。
からもタックスアンサーがご利用になります。24時間、税金の質問にお答えします。
(注) タックスアンサーホームページアドレス
<http://www.taxanswer.nta.go.jp>

平成18年4月

「愛媛地方税滞納整理機構」 設立 (その2)

～県内全市町加入の徵収専門組織～

なぜ、このような組織を 設立するに至ったのですか？

○ 県内の市町村税の滞納額は年々増加し続けており、このような状況を放置してしまえば、納税秩序の乱れから税務行政への不信感につながります。

そこで、この状況を打破し、税財源を適正に確保するため、県内全市町がスクラムを組み、滞納整理の専門組織である「愛媛地方税滞納整理機構」を設立する運びとなりました。

「愛媛地方税滞納整理機構」とは どのような組織ですか？

○ 地方自治法に基づく一部事務組合であり、県内全市町加入の特別地方公共団体です。各市町単独では処理困難な高額滞納案件等を引き受け、差押等の滞納処分を前提とした滞納整理の促進を目的としています。

職員は、市町と県からの派遣職員等で構成され、より専門性の高い滞納整理を行うため、国税OB、弁護士等を顧問として配置し、アドバイスを受けています。機構の事務所は、松山市内に設置されます。

なお、平成17年4月1日現在、茨城、三重の両県において、同様の組織が設立されています。

「愛媛地方税滞納整理機構」は どのようなことをするのですか？

○ 市町からの再三の催告に応じないもの、滞納額が高額なものなどの滞納事案を引き受け、迅速に滞納整理を行います。機構では、広範囲な財産調査を行うことにより、換価しやすい財産を発見し、速やかに滞納処分に移ります。また、差押財産の公売も行います。

「愛媛地方税滞納整理機構」へ 滞納事案を引き継ぐまでの スケジュールは？

○ 市町では、機構へ滞納事案を引き継ぐ前の2月に、引き継ぎ予定の滞納者に対して催告文書を送付します。指定した期日までに納付意思が見られなければ4月から6月にかけて市町から機構へ滞納事案を引き継ぎ、その後は機構で本格的な滞納整理が行われることとなります。

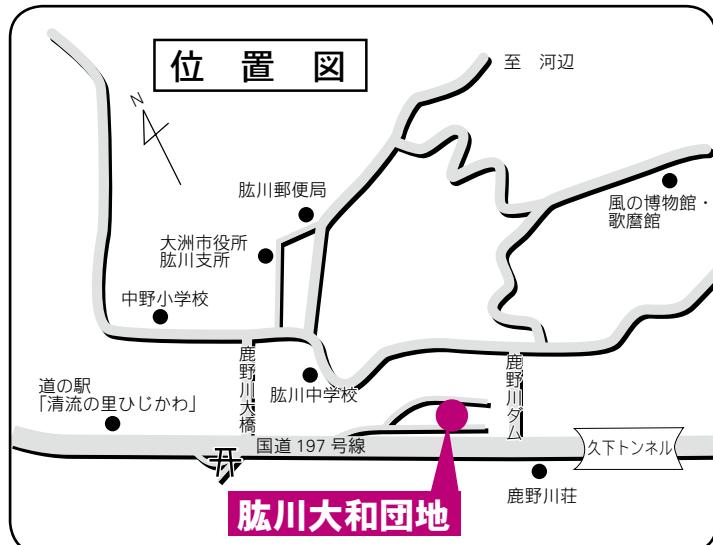
■ 愛媛県税務課ホームページ内に機構概要等を示した資料を掲載しておりますので、こちらも参考にご覧ください。

ホームページアドレス

(<http://www.pref.ehime.jp/010soumu/050zeimu/00007353051028/index.html>)

市営住宅入居者募集

申込受付期間	入居予定日	募集団地名	住所地	規模・構造	募集戸数・間取り	入居者の資格	抽選会
3月1日～3月10日	4月1日	肱川大和団地	大洲市肱川町宇和川599番地3	筋コンクリート造	67・00m ² ・鉄	・市内に住所または勤務場所を有する人 ・現に住宅に困窮している人 ・市税を滞納していない人	3月16日(木)午後7時
						・大洲市では、新たな住宅取得に伴い、次のとおり市営住宅の入居者募集を行います。	会場 脱川支所(応接室)
						市役所および各支所	問合わせ先
						長浜支所建設課	市役所建築住宅課または、肱川支所建設農林課または、肱川支所建設農林課
						③92111	④3423111
						⑤21111	⑥21111



現在、大洲市では飼い犬や飼い猫の不妊去勢手術に対しても、補助金を交付していますが、補助額を次のとおり改定します。

補助金額
登録している犬: 年度内制限なし
猫: 一世帯一年度2匹まで
1件 3,000円

犬猫不妊去勢手術の補助金が変わります

実施時期
問い合わせ先
市役所保健環境課生活衛生係
☎ 21111 (内線166)



麻しんと風しんの定期予防接種が変わります

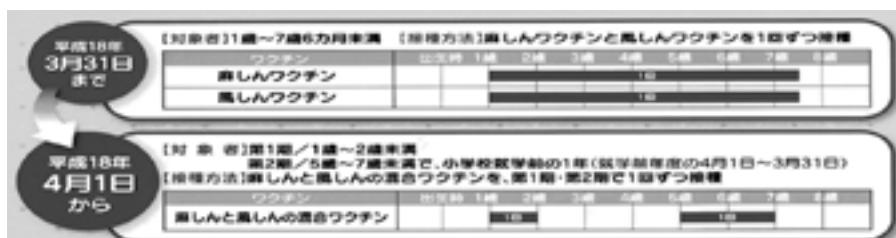
4月1日から、麻しん（はしか）と風しん対策をより一層強化するため、予防接種の2回接種制度が導入されます。

現在、麻しんと風しんの予防接種対象者（1歳～7歳6ヶ月未満）で、どちらか一方でも受けていない人はかかりつけ医とよく相談し、早期に予防接種を受けることをおすすめします。

なお、3月31日までに「麻しんワクチン」「風しんワクチン」のどちらかまたは、両方の接種を受けた人は、4月1日からは「麻しんと風しんの混合ワクチン」を使用する定期予防接種の対象となりません。

問い合わせ先

大洲市保健センター ☎ 23-0310
長浜保健センター ☎ 52-3055
肱川保健センター ☎ 34-2340
河辺保健センター ☎ 39-2111



支払われる保険金 災害見舞金の支払額

災害の程度	金額
死 亡	1,000,000円
医師の治療実日数360日以上の傷害	200,000円
医師の治療実日数180日以上360日未満の傷害	175,000円
医師の治療実日数96日以上180日未満の傷害	150,000円
医師の治療実日数80日以上96日未満の傷害	125,000円
医師の治療実日数64日以上80日未満の傷害	100,000円
医師の治療実日数48日以上64日未満の傷害	75,000円
医師の治療実日数32日以上48日未満の傷害	50,000円
医師の治療実日数16日以上32日未満の傷害	30,000円
医師の治療実日数7日以上16日未満の傷害	10,000円

加入資格
大洲市に居住し、住民基本台帳に記録または外国人登録されている人、および共済加入者の被扶養者で大洲市外に居住して

加入資格
大洲市に居住し、住民基本台帳に記録または外国人登録されている人、および共済加入者の被扶養者で大洲市外に居住して
い加入希望者のうち、旧大洲市の肱南・久米・肱北・喜多・平地区に住んでいる人は、大洲市役所3階総務課地域安全係へ申込んでください。
また、支所、連絡所のある地域に住んでいる人は、それぞれ最寄りの支所、連絡所へ申し込んでください。

保険金が支払われるとき
適用となる交通事故とは、日本国内で、航空機・船舶・汽車・電車・バス・モノレール・トロリーバス・自動車・原動機付自転車・自転車・荷車・車いすなどの交通により、歩行者や交通乗用具に乗っている共済加入者が軌道そのほか道路交通法に規定する道路など（一般の交通の接觸または衝突などにより災

市民交通災害共済は愛媛県市町総合事務組合が行っている公的共済制度です。各行政区の区長、行政連絡員の皆さんを通じて申込書（住所・氏名記入済み）を配布します。万一の場合に備えて、家族で加入しましょう。

加入申込みについて

いる人

交通災害共済に加入を希望する人は、各行政区の区長などを通じて申込んでください。

なお、区（組）入りしている加入希望者のうち、旧大洲市の肱南・久米・肱北・喜多・平地区に住んでいる人は、大洲市役所3階総務課地域安全係へ申込んでください。

また、支所、連絡所のある地域に住んでいる人は、それぞれ最寄りの支所、連絡所へ申し込んでください。

共済期間
平成18年4月1日から1年間
※加入は1人1口まで

保険金が支払われるとき
適用となる交通事故とは、日本国内で、航空機・船舶・汽車・電車・バス・モノレール・トロリーバス・自動車・原動機付自転車・自転車・荷車・車いすなどの交通により、歩行者や交通

交通災害共済

3月1日
受付開始

害を受けた場合に適用されます。無免許運転、飲酒運転、故意、自殺による事故は同乗者を含め適用されません。

万一、事故に遭ったときは
自損事故によるケガでも、軽いケガでも必ず警察へ届け出てください。

平成18年度 交通災害共済加入申込書				
世帯主氏名				
住所				
区名				
追加加入者（右欄に氏名のない場合）				
No	氏名	生年月日	性別	掛金
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
掛金額計				
共済期間：平成18年4月1日 至 平成19年3月31日				

▲加入されない人は加入申込書の加入欄に「×」を記入して下さい。